

随意契約理由書

件名	工水(青木地区他)配水管取替工事
契約の相手方	港建設株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号
随意契約の理由	
<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和元年12月13日に入札中止となった工事である。</p> <p>当該管路は布設後60年程度経過しており、試掘調査時に直接確認した管路外面の腐食状況からも劣化が著しく、平常時から、企業・市民生活に多大な影響を及ぼす断水事故や赤水の発生リスクが高い。また、緊急輸送道路でもある国道43号に埋設されているため、漏水事故発生時の社会的影響も非常に大きく、早期の施工が必要である。</p> <p>また本工事は国庫補助事業を含む工事であり、令和2年度内に補助対象路線の工事を完成させる必要がある。</p> <p>上記請負人は、過去5年間における水道工事(配水管工事)の受注実績を複数回有していること、また、現在も複数の工事を受注していることから、迅速な人員及び資材の確保が可能となる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、」に該当し、上記請負人と随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局事業部配水課 (電話番号 078-322-5898)